

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件の一部を改正する件  
○国税庁告示第4号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件（平成二十七年国税庁告示第二号）の一部を次のように改正し、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（令和二年五月二十五日）から適用する。

令和二年五月二十二日

国税庁長官 星野 次彦

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後  |     |     | 改正前                |  |   |
|------|-----|-----|--------------------|--|---|
| ○別表  |     |     | ○別表                |  |   |
| 第一欄  | 第二欄 | 第三欄 | 第一欄                | 第二欄  | 第三欄   |
| [削除] |     |     | <u>規則第一条第一項第二号</u> | <u>官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて、通知カードに記載された氏名及び出生の年月日又は住所（以下「個人識別事項」という。）が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの</u> | <u>税理士法施行規則（昭和二十六年大蔵省令第五十五号）第十二条に規定する税理士証票（提示時において有効なものに限る。以下「税理士証票」という。）</u><br><u>本人の写真の表示のある身分証明書等（学生証又は法人若しくは官公署が発行した身分証明書若しくは資格証明書をいう。以下同じ。）で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。以下「写真付身分証明書等」という。）</u><br><u>戦傷病者手帳その他官公署から発行又は発給をされた本人の写真の表示のある書類で、個</u> |

|  |  |  |   |
|--|--|--|---|
|  |  |  | <p><u>人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。以下「写真付公的書類」という。）</u></p>  |
|  |  |  | <p><u>規則第一条第一項第三号ロに規定する個人番号利用事務等実施者（以下「個人番号利用事務等実施者」という。）が発行した書類であって識別符号又は暗証符号等による認証により当該書類に電磁的方法により記録された個人識別事項を認識できるもの（提示時において有効なものに限る。）</u></p> |
|  |  |  | <p><u>個人番号利用事務等実施者が過去に本人であることの確認を行った上で個人識別事項を印字した書類であって、本人に対して交付又は送付したもの（当該書類を使用して当該個人番号利用事務等実施者に対して提出する場合に限る。）</u></p>                           |
|  |  |  | <p><u>官公署又は個人番号利用事務実施者が過去に本人であることの確認を行った上で個人識別事項を印字した書類であって、本人に対して交付又は送付したもの（当該書類を申告書又は申請書等と併せて個人番号利用事務等実施者に対して提示又は提出す</u></p>                    |

|             |  |   |  |
|-------------|--|---|--|
| <p>[削除]</p> |  | <p>規則第<br/>一条第<br/>一項第<br/>三号ロ</p> <p>官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（通知カードに記載された個人識別事項の記載があるものに限る。）</p> | <p>る場合に限る。)</p> <p>本人の写真の表示のない身分証明書等で、個人識別事項の記載があるものの（提示時において有効なものに限る。以下「写真なし身分証明書等」という。）</p> <p>国税若しくは地方税の領収証書、納税証明書又は社会保険料若しくは公共料金の領収証書で領収日付の押印又は発行年月日及び個人識別事項の記載があるもの（提示時において領収日付又は発行年月日が六か月以内のものに限る。以下「国税等の領収証書等」という。）</p> <p>印鑑登録証明書、戸籍の附票の写しその他官公署から発行又は発給をされた本人の写真の表示のない書類（これらに類するものを含む。）で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なもの又は発行若しくは発給された日から六か月以内のものに限る。以下「写真なし公的書類」という。）</p> <p>所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する源泉徴収票、支払通知書その他租税に関する法律に基づいて個人番号利用</p> |
|-------------|--|---|--|

|          |  |   |  |             |   |   |
|----------|--|---|--|-------------|---|---|
|          |  |   |  |             | 事務等実施者が本人に対して交付した書類で個人識別事項の記載があるもの（以下「本人交付用税務書類」という。）   |   |
| [削除]     |  |   |  | 規則第一条第三項第五号 | 過去に法第十六条の規定により本人確認の措置を講じた上で受理している申告書等に記載されている純損失の金額、雑損失の金額その他当該提供を行う者が当該提供に係る申告書等を作成するに当たって必要となる事項又は考慮すべき事情（以下「事項等」という。）であつて財務大臣等が適当と認める事項等   | 修正申告書に記載された修正申告直前の課税標準額又は税額等、更正の請求書に記載された更正の請求直前の課税標準額又は税額等及び相続時精算課税を適用した贈与税申告書（選択した年分の翌年分以降の年分に限る。）に記載された過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額等その他これに類する事項 |
| 規則第一条第二号 | 官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号。以下「令」という。）第十二条第一項第一号に掲げる書類に記載された氏名及び出生の年月日又は住所（以下「個人識別事項」という。）が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によつて、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項に | 税理士法施行規則（昭和三十六年大蔵省令第五十五号）第十二条に規定する税理士証票（提示時において有効なものに限る。以下「税理士証票」という。）<br>本人の写真の表示のある身分証明書等（学生証又は法人若しくは官公署が発行した身分証明書若しくは資格証明書をいう。以下同じ。）で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。以下「写真付身分証明書」という。）<br>戦傷病者手帳その他官公署から発行又は発給をされた |  | 規則第二条第二号    | 官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号。以下「令」という。）第十二条第一項第一号に掲げる書類に記載された個人識別事項が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によつて、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認 | 税理士証票<br><br>写真付身分証明書等<br><br>写真付公的書類   |

|  |  |   |  |  |   |
|--|--|---|--|--|---|
|  | より識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの   | <p><u>本人の写真の表示のある書類で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。以下「写真付公的書類」という。）</u></p> <p><u>規則第二条第一項柱書に規定する個人番号利用事務等実施者（以下「個人番号利用事務等実施者」という。）が発行した書類であって識別符号又は暗証符号等による認証により当該書類に電磁的方法により記録された個人識別事項を認識できるもの（提示時において有効なものに限る。）</u></p> <p>[略]</p> |  | <p>することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの</p>   |   |
|  |  |   |  |  | <p><u>個人番号利用事務等実施者が発行した書類であって識別符号又は暗証符号等による認証により当該書類に電磁的方法により記録された個人識別事項を認識できるもの（提示時において有効なものに限る。）</u></p> <p>[同左]</p>  |
| 規則第 <u>二</u> 条第 <u>一</u> 項第 <u>六</u> 号 | 官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（法第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）の提供を行う者の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。） | <p>[略]</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に<u>規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成二十六年総務省令第八十五号）第三十二条第一項の規定により還付された個人番号カード（以下「還付された個人番号カード」という。）</u></p>   | 規則第 <u>三</u> 条第 <u>一</u> 項第 <u>六</u> 号 | 官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（法第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）の提供を行う者の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。） | <p>[同左]</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の<u>規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成二十六年総務省令第八十五号）第十五条の規定により還付された通知カード（以下「還付された通知カード」という。）又は同省令第三十二条第一項の規定により還付された個人番号カード（以下「還付された個人番号カ</u></p> |

|                                   |   |   |                                   |   |   |
|-----------------------------------|---|---|-----------------------------------|---|---|
| <p>規則第<br/>二条第<br/>三項第<br/>二号</p> | <p>官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの</p> | <p><u>本人の写真の表示のない身分証明書等で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。以下「写真なし身分証明書等」という。）</u></p> <p><u>国税若しくは地方税の領収証書、納税証明書又は社会保険料若しくは公共料金の領収証書で領収日付の押印又は発行年月日及び個人識別事項の記載があるもの（提示時において領収日付又は発行年月日が六か月以内のものに限る。以下「国税等の領収証書等」という。）</u></p> <p><u>印鑑登録証明書、戸籍の附票の写しその他官公署から発行又は発給をされた本人の写真の表示のない書類（これらに類するものを含む。）で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なもの又は発行若しくは発給された日から六か月以内のものに限る。以下「写真なし公的書類」という。）</u></p> <p><u>所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する源泉徴収票、支払通知書その他租税に関する法律に基づいて個人番号利用</u></p> | <p>規則第<br/>三条第<br/>三項第<br/>二号</p> | <p>官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの</p> | <p>「<u>ード</u>」という。）</p> <p><u>写真なし身分証明書等</u></p> <p><u>国税等の領収証書等</u></p> <p><u>写真なし公的書類</u></p> <p><u>本人交付用税務書類</u></p> |
|-----------------------------------|---|---|-----------------------------------|---|---|

|                         |   |  |                  |  |  |
|-------------------------|---|--|------------------|--|--|
|                         |   | 事務等実施者が本人に対して交付した書類で個人識別事項の記載があるもの（以下「本人交付用税務書類」という。）  |                  |  |  |
| 規則第<br>二条第<br>四項第<br>五号 | 過去に法第十六条の規定により本人確認の措置を講じた上で受理している申告書等に記載されている純損失の金額、雑損失の金額その他当該提供を行う者が当該提供に係る申告書等を作成するに当たって必要となる事項又は考慮すべき事情（以下「事項等」という。）であって財務大臣等が適当と認める事項等 | 修正申告書に記載された修正申告直前の課税標準額又は税額等、更正の請求書に記載された更正の請求直前の課税標準額又は税額等及び相続時精算課税を適用した贈与税申告書（選択した年分の翌年分以降の年分に限る。）に記載された過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額等その他これに類する事項  | [新設]             |  |  |
| 規則第<br>二条第<br>五項        | [略]   | [略]  | 規則第<br>三条第<br>五項 | [同左]   | [同左]   |
| 規則第<br>二条第<br>六項        | 個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることが明らかであると個人番号利用事務実施者が認める場合  | 雇用契約成立時等に本人であることの確認を行っている雇用関係その他これに準ずる関係にある者であつて、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が令第十二条第一項第一号に掲げる書類に記載されている個人識別事項又は規則第二条第一項各号に掲げる措置により確認される個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であること（以下「個人番号の提供を行う者が本人であること」 | 規則第<br>三条第<br>六項 | 個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることが明らかであると個人番号利用事務実施者が認める場合 | 雇用契約成立時等に本人であることの確認を行っている雇用関係その他これに準ずる関係にある者であつて、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が <u>通知カード</u> 若しくは令第十二条第一項第一号に掲げる書類に記載されている個人識別事項又は規則第三条第一項各号に掲げる措置により確認される個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であること（以下「個人番号の提供を行う者が |

|                         |   |   |                         |   |  |
|-------------------------|---|---|-------------------------|---|--|
|                         |   | という。)が明らかな場合  |                         |   | 本人であること」という。)が明らかな場合   |
|                         |   | [略]   |                         |   | [同左]   |
| 規則第<br>三条第<br>二号口<br>前段 | 官公署若しくは個人番号利用事務等実施者から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(当該提供を行う者の個人番号及び個人識別事項が記載されているものに限る。) | 個人番号カード<br>還付された個人番号カード<br>[略]  | 規則第<br>四条第<br>二号口<br>前段 | 官公署若しくは個人番号利用事務等実施者から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(当該提供を行う者の個人番号及び個人識別事項が記載されているものに限る。) | 個人番号カード又は通知カード<br>還付された個人番号カード又は還付された通知カード<br>[同左]   |
| 規則第<br>三条第<br>二号口<br>後段 | [略]   | [略]   | 規則第<br>四条第<br>二号口<br>後段 | [同左]  | [同左]   |
| 規則第<br>三条第<br>二号二       | [略]   | [略]   | 規則第<br>四条第<br>二号二       | [同左]  | [同左]   |
| [略]                     |   |   | [同左]                    |   |  |
| 規則第<br>九条第<br>四項        | 令第十二条第三項第一号に掲げる書類に記載されている個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることが明らかであると個人番号利用事務実施者が認める場合                               | 雇用契約成立時等に本人であることの確認を行っている雇用関係その他これに準ずる関係にある者であって、知覚すること等により、本人の代理人として個人番号を提供する者が令第十二条第三項第一号に掲げる書類に記載されている個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であること(以下「個人番号の提供を行う者が本人の代理人であること」という。)が明らかな場合<br>[略] | 規則第<br>九条第<br>四項        | 令第十二条第二項第一号に掲げる書類に記載されている個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることが明らかであると個人番号利用事務実施者が認める場合                               | 雇用契約成立時等に本人であることの確認を行っている雇用関係その他これに準ずる関係にある者であって、知覚すること等により、本人の代理人として個人番号を提供する者が令第十二条第二項第一号に掲げる書類に記載されている個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であること(以下「個人番号の提供を行う者が本人の代理人であること」という。)が明らかな場合<br>[同左] |
| 規則第                     | 官公署又は個人番  | [略]   | 規則第                     | 官公署又は個人番  | [同左]   |

|                     |   |                 |             |   |                             |
|---------------------|---|-----------------|-------------|---|-----------------------------|
| 九条第五項第六号            | 号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（本人の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。）             | 還付された個人番号カード    | 九条第五項第六号    | 号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（本人の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。）             | 還付された個人番号カード又は還付された通知カード    |
| [略]                 |   |                 | [同左]        |   |                             |
| 規則第十条第三号ロ前段         | 官公署若しくは個人番号利用事務等実施者から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（本人の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。） | 本人の個人番号カード      | 規則第十条第三号ロ前段 | 官公署若しくは個人番号利用事務等実施者から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（本人の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。） | 本人の個人番号カード又は通知カード           |
|                     |   | 本人の還付された個人番号カード |             |   | 本人の還付された個人番号カード又は還付された通知カード |
|                     |   | [略]             |             |   | [同左]                        |
| [略]                 |   |                 | [同左]        |   |                             |
| 備考 表中の[ ]の記載は注記である。 |   |                 |             |   |                             |